公 告 第 50 号

令和８年７月 30 日

契約担当官
航空自衛隊第８航空団
会計隊長　　山﨑　陽一郎

公　　告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

記

1　入　札　方　式　　一般競争入札

2　入　札　日　時　　令和8年8月14日（金）　　10時00分

3　入　札　場　所　　福岡県築上郡築上町西八田　航空自衛隊築城基地会計隊入札室

4　参　加　資　格　　(1)　予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当する者でないこと。

(2)　令和７・８・９年度の資格結果通知書(全省庁統一資格)で「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされ、九州地域の競争参加資格を有する者とする。

(3)　契約担当官等から、又は防衛省としての指名停止措置を受けている期間中のものでないこと。

ア　防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

イ　前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

ウ　原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

5　入　札　方　法　　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。

6　保　　証　　金　　入札保証金　免除
契約保証金　免除

7　契　約　方　法　　確定契約

8　決　定　方　式　　総額決定

9　入 札 の 無 効　　４の参加資格のない者のした入札、又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。

10　契約書等作成の有無　　有

11　適用する契約条項　　航空自衛隊標準契約（請書）条項、役務供給契約（請書）条項及び適用契約条項の関係条項による。

12　契約条項を示す場所　　航空自衛隊築城基地　会計隊契約班

13　入札に付する事項

品　名（件　名）	履行場所	履行期限	適要
航空保安無線施設等に係る雷害対策調査	航空自衛隊築城基地	令和9年3月31日	入札書のとおり

14　そ　の　他　　(1)　代理人による入札参加は、「委任状」及び代理者の印鑑を持参するものとする。

(2)　入札参加希望者は、入札日開始前までにメール等にて「資格審査結果通知書」の写しを提出するものとする。その際、下記問い合わせ先に到着の有無を確認する。

(3)　郵便による入札を希望するものは、記録に残る方法を用いて入札日前日17:00までに下記連絡先まで郵送すること。※郵便による入札の場合は、再入札は辞退と見なします。

(4)　本書記載事項の詳細、その他不明な点については会計隊契約班に照会のこと。

福岡県築上郡築上町西八田
航空自衛隊築城基地会計隊契約班　担当：肥喜里（ヒキリ）
電話　０９３０－５６－１１５０（内線３４６８）
Mail　ＨＩＫＩＲＩｓ０ａ＠ｉｎｅｔ．ａｃｉ．ｍｏｄ．ｇｏ．ｊｐ

市価調査書

令和　年　月　日

会社名

履行場所 航空自衛隊築城基地
履行期限 令和9年3月31日

	品　名(件　名)	規　　格	単位	数量	単　価	金　　額	備　考
1	航空保安無線施設等に係る雷害対策調査	仕様書のとおり	式	1			
2	(内訳)						
3	役務実施計画書作成等		式	1			
4	現地調査		式	1			
5	雷害対策の整理		式	1			
6	雷害対策の検討		式	1			
7	報告書類作成		式	1			
8	諸経費		式	1			
9		以下余白					
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
					計		

入　　札　　書

下記のとおり、「入札及び契約心得」並びに入札条件等承諾の上提出します。

契約担当官
航空自衛隊第8航空団
会計隊長　　山﨑　陽一郎　殿

令和8年8月14日

住　　所
会　社　名
代 表 者 名　　印

履行期限	令和9年3月31日	履行場所		航空自衛隊築城基地	
品　名　（件　名）	規　　格	単位	数量	単　価	金　　額
航空保安無線施設等に係る雷害対策調査		式	1		
	以下余白				
入札金額	￥				

委 任 状

契約担当官
航空自衛隊第８航空団
会計隊長　　山﨑　陽一郎　殿

次の者を代理人と定め、下記事項について委任します。

受 任 者
住　　所
氏　　名　　㊞

記

航空保安無線施設等に係る雷害対策調査　の入札の件

令和8年8月14日

委任者（会社名）
住　　所
氏　　名　　㊞

<table>
<tr><td colspan="4">航　空　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様書の種類</td><td>内容による分類</td><td colspan="2">役　務　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>性質による分類</td><td colspan="2">個　別　仕　様　書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">物　品　番　号</td><td rowspan="2"></td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">築基ＬＰＳ－Ｘ００５５１</td></tr>
<tr><td rowspan="4">品名又は件名</td><td rowspan="4">航空保安無線施設等に係る雷害対策調査</td><td>承認年月日</td><td>令和８年７月　２日</td></tr>
<tr><td>作成年月日</td><td>令和８年５月１１日</td></tr>
<tr><td>改正年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>作成部隊名</td><td>築城管制隊</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，航空自衛隊築城基地における航空保安無線施設等（以下，“無線施設”という。）に係る雷害対策調査（以下，“本調査”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は，**Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ００００７の1.2**及び**ＪＩＳ　Ｚ　９２９０　雷保護の3**による。

1.3　引用文書等

引用文書等は，次による。

a)　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお，引用文書に定める内容が，この仕様書に定める内容と相違する場合は，**3)**を除き，この仕様書に定める内容が優先する。

1)　規格

ＪＩＳ　Ｚ　９２９０　雷保護

2)　仕様書

Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ００００７　調達品等一般共通仕様書

3)　法令等

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）
消防法（昭和２３年法律第１８６号）
著作権法（昭和４５年法律第４８号）
防衛施設設備設計要領（防整技第６３８８号　令和４年３月３１日　別冊）
情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第３号　平成３１年１月９日）

b)　関連文書

ＪＩＳ　Ｃ　５３８１　低圧サージ防護デバイス
ＪＩＳ　Ａ　４２０１　建築物等の雷保護

文書管理者：航空保安管制群築城管制隊長　作成年月日：2026.5.11
保存期間：５年　保存期間満了日：2032.3.31　枚数：11枚　配布先：なし

建築設備計画基準（令和６年３月８日　国営設第１５７号）
建築設備設計基準（令和６年３月８日　国営設第１５９号）
ＩＴ利用装備品等及びＩＴ利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第８０７号　令和３年１月２１日）

2　役務に関する要求

2.1　全般

本役務は，無線施設に雷害対策を講じるため，無線施設の雷保護（以下，“ＬＰ”という。）の現況を調査し，調査報告書を作成する。

2.1.1　役務の内容

役務の内容は、次による。

a)　役務実施計画書の作成
b)　現地調査
c)　雷害対策の整理、検討
d)　問題点及び懸念事項等の抽出
e)　連絡調整会の実施
f)　調査結果報告の作成及び報告会の実施

2.1.2　役務の前提

役務の前提は，次による。

a)　調査の対象となる無線施設及び無線施設の場所は，**調達要領指定書**による。
b)　各無線施設のＬＰは，**防衛施設設備設計要領**に定める対象レベルＬ１を基準とし，適合の有無について調査する。
c)　避雷設備の設置基準については，**建築基準法**及び**消防法**のほか，**防衛施設設備設計要領**の定めによる。
d)　外部雷保護システムの保護レベルは，**ＪＩＳ　Ｚ　９２９０**における雷保護レベルⅠに準拠する。
e)　上記のほか，技術的及び経済的に最適なＬＰを優先する。

2.2　役務実施計画書の作成等

a)　契約の相手方は，契約締結後速やかに，次の事項を記載した役務実施計画書（案）を作成する。
　1)　実施予定表
　2)　実施体制
　3)　調査実施要領
b)　契約の相手方は，任意の様式で役務実施計画書（案）を作成後，速やかに説明会を実施し，監督官の確認を受ける。説明会は，監督官が指定するオンライン会議によるものとし，説明会終了後，所要の修正を実施した上で，役務実施計画書を監督官に提出する。

2.3　調査

2.3.1　現地調査

現地調査は，次によるものとし，調査の実施に必要な器材は，契約の相手方が準

備する。

a)　本調査の対象となる無線施設のＬＰの現況調査

b)　本調査の対象となる無線施設の雷害対策に係る無線施設周辺の調査

c)　調査報告書等に使用する写真の撮影

2.3.2　雷害対策の整理

防衛施設設備設計要領に基づき各無線施設のＬＰを整理し，以下について取りまとめる。

a)　外部雷保護

b)　内部雷保護

c)　低圧サージ保護デバイス（ＳＰＤ）

d)　接地

e)　その他，上記以外のＬＰ等

2.3.3　雷害対策の検討

2.3.2 を踏まえ，本調査の対象となる無線施設のＬＰの現況に対する雷害対策を検討する。細部は，次による。

a)　2.3.1 で得られた成果を基に，各無線施設のＬＰの現況及び問題点を取りまとめる。

b)　a)で得られた問題点の改善に必要な雷害対策について取りまとめる。

c)　各無線施設の雷害対策の概要図の作図を行う。

d)　雷害対策に必要な設備資材を選定し，数量を算出する。また，選定根拠を明らかにする。

e)　無線施設の雷害対策を講じるために必要となる概算費用を算出する。

2.3.4　問題点及び懸念事項等の抽出

2.3.3 で導出された雷害対策の実施に係る問題点及び懸念等事項を抽出し，取りまとめる。

2.3.5　連絡調整会の実施

契約の相手方は，監督官との調整により月１回を基準に連絡調整会を実施し，本調査の方向性について確認する。連絡調整会は，監督官が指定するオンライン会議による。

2.3.6　調査結果の報告

契約の相手方は，監督官が指定するオンライン会議による中間報告会及び調査結果報告会を実施する。中間報告会及び調査結果報告会の実施時期は，**調達要領指定書**による。なお，調査結果報告資料の提出及び納入については，次による。

a)　中間報告会実施までに中間報告資料（案）を作成し，中間報告会実施後，所要の修正を実施した上で，速やかに中間報告資料を監督官に提出する。

b)　調査結果報告会実施までに紙媒体の調査報告書（案）を作成し，調査結果報告会実施後，所要の修正を実施した上で，調査報告書を納入する。なお，納入先及び納期等の細部は，4.2 による。

2.4　品質管理

品質管理は，次による。

a) 提出書類及び納入品は，障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り，又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われない相応の管理その他の契約の相手方（下請負者，再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものでなければならない。

b) 本役務の実施にあたり，契約の相手方（下請負者，再委託先等を含む。）は，貸付文書についてa)の品質管理と同等の管理を行うものとし，障害等リスクが潜在すると知り，又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わない。

3 監督・検査

監督及び検査は，契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は，**表１**によるものとし，監督官の確認を受けた後，提出する。

表１－提出書類

名　　称	数量	単位	媒体	秘等区分	提出時期
役務実施計画書	1	部	紙	―	説明会終了後速やかに
中間報告資料	1	部	紙	―	中間報告会実施後速やかに

4.2 納入品

納入品は，**表２**による。

表２－納入品

名　　称	数量	単位	媒体	秘等区分	納　入　先	納　　期
調査報告書	2	部	紙	―	航空自衛隊 築城管制隊	令和９年３月３１日
	2	EA	DVD	―		

4.2.1 提出書類及び納入品の書式

役務実施計画書及び調査報告書等は，日本産業規格Ａ列４番を縦に使用し，ワード・プロセッサにより浄書したものとする。ただし，これにより難い場合(図表，画像及び写真)は，他の様式を併用することが可能である。

4.2.2 提出書類及び納入品作成の留意事項

本調査に使用した文献及び参考資料は，調査報告書に記載する。

4.3 貸付文書

契約の相手方は，**Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ００００７の4.2.2 b)**に基づき，本調査において調達要求元が必要と認めた文書及び資料（以下，“文書等”という。）について，

無償で貸付けを受け又は閲覧することができる。また，文書等は貸付け又は閲覧時における最新版とし，文書等が更新された場合は，最新版の文書等の貸付けを受け又は閲覧をすることができる。なお，文書等の貸付場所及び返納場所については，調達要求元の指定する場所とする。また，貸付時期は，調達要求元との調整によるものとし，貸付期間は契約納期までとする。なお，貸付文書は，本調査の目的以外に第三者に対して貸与，複製又は閲覧させてはならない。

4.4　管理事項

a)　契約相手方は，現場管理に関して監督官の指示に従うとともに，作業関係者の監督，風紀，衛生，並びに火災，盗難，その他の事故防止に努めるものとする。

b)　契約相手方は，現地調査における入門に先立ち，所定の様式の名簿を提出し，基地内立入の許可を受けるものとする。

c)　契約相手方は，本役務に関する場所以外の地区及び施設に許可なく立入ってはならない。

d)　現地調査場所までの経路は，監督官が指示した経路を通行すること。

e)　現場敷地内での喫煙は，監督官の指定した場所で行い，調査中の喫煙及び吸い殻の投げ捨て等は，厳禁とする。

f)　現地調査の実施時間は，８時１５分から１７時までの間とする。ただし，実施時間外における作業の必要性が生じた場合，契約相手方は監督官に速やかに申し出るとともに，監督官と調整の上，所定の申請を実施するものとする。

4.5　官側における支援

契約の相手方は，本契約の履行にあたり，官側の支援を必要とする場合は，次の事項について，無償で官側の支援を受けることができる。この場合，速やかに契約担当官等に申請する。

a)　官側の施設，設備，電気及び水道の使用

b)　部隊等における意見聴取

c)　その他，官側が必要と認めた事項

4.6　著作権その他の権利

著作権その他の権利は，次による。

a)　契約の相手方は，調査報告書を作成する場合は，第三者が有する著作権その他の権利（産業財産権及び営業秘密）（以下，“知的財産権”という。）を侵害することのないよう，必要な処置を講じる。

b)　この契約において作成した調査報告書が第三者の知的財産権を侵害しているとして，官側に対して，第三者が何らかの請求・主張を行ったときには，契約の相手方が自己の費用にて当該第三者と交渉・訴訟を行い，弁護士費用，その他の費用を含む損害賠償責任は全て契約の相手方が負担する。

c)　この契約において作成され，納入物となる調査報告書の著作物において著作権等［**著作権法**に規定された著作権（財産権）及び著作者人格権をいう。］が発生する場合，その権利は次による。ただし，官側は，納入された著作物を利用するために必要と認められる範囲において，翻案，複製及び貸与することが可能である。

1) 契約の相手方が従来から有していた著作権等には適用しない。これらの著作権等（以下，“適用外著作権等”という。）は，契約の相手方に留保される。

2) 契約の相手方は，この契約で新たに契約の相手方が著作した調査報告書の著作権（**著作権法**第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）を，契約の時点で適用外著作権が確定している部分を除き，官側に譲渡する。

3) 契約の相手方は，適用外著作権等を除く調査報告書に関し，**著作権法**に規定する著作者人格権を行使しない。ただし，官側の承認を得た場合には，この限りではない。

4) 契約の相手方は，調査報告書の納入時に**付紙１**及び**付紙２**をそれぞれ作成し，監督官に１部提出する。

5) 契約の相手方は，調査報告書に関する適用外著作権等を主張する場合は，**付紙３**を作成し監督官に１部提出する。契約の相手方は，提出後速やかに留保部分について官側と協議を行った上で，確認を受ける。また，確認を受けた留保部分に関する詳細資料を監督官に１部提出する。

d) 契約の相手方は，著作権等の帰属等に関し疑義が発生した場合は，その都度官側と協議して解決する。また，協議において取り決めを行った場合，契約の相手方は，取り決めた文書を速やかに官側に提出し，確認を受ける。

e) 契約の相手方は，本調査により得られた成果を，官側の許可なく，公表又は第三者へ譲渡してはならない。

4.7　情報保全

情報保全は，次による。

a) 契約の相手方が，第三者を従事させる場合は，**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**に定める特約条項によるものとし，所要の届出を実施する。

b) 契約の相手方は，本契約の履行にあたり知り得た知識を漏えい又は他に転用してはならない。

4.8　仕様書の疑義

この仕様書に対して疑義を生じた場合は，その内容について監督官の所掌事務に関する事項については監督官と，検査官の所掌事務に関する事項については検査官と，その他の契約に関する事項の疑義については契約担当官とそれぞれ協議する。

調査報告書に関する著作権譲渡証明書

令和　　年　　月　　日

甲

殿

乙　住　　所
会 社 名
代表者名

調達要求番号			
品　　名			
契　約　金　額		納入先部隊等名 （納入場所）	
数　量　・　単　価			
単　　価		認証番号及び年月日	

乙は，上記契約により作成した調査報告書に関する著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条に定める全ての権利を含む。）を令和　年　月　日に甲に対して譲渡したことに相違ありませんので，本証明書を提出いたします。ただし，甲及び乙の協議の上，適用外とされた著作権は，乙に留保されるものとします。

付紙１－調査報告書に関する著作権譲渡証明書

調査報告書に関する著作者人格権不行使証書

令和　　年　　月　　日

甲

殿

乙　住　　所
会 社 名
代表者名

調達要求番号			
品　　名			
契　約　金　額		納入先部隊等名 （納入場所）	
数　量　・　単　価			
単　　価		認証番号及び年月日	

乙は，上記契約により作成した調査報告書等に関する著作者人格権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第１８条から第２０条に定める全ての権利を含む。）を行使しないことを約束し，本証書を提出いたします。

なお，著作者人格権を行使しようとする場合には，甲の承認を得るものとします。

付紙２－調査報告書に関する著作者人格権不行使証書

調査報告書に関する適用外著作権等内訳書

調査報告書等に関する著作権譲渡証明書のただし書きにより，乙に留保される著作権の内訳は，次のとおりです。

該　当　範　囲	
該　当　箇　所	
理　　由	

付紙３－調査報告書に関する適用外著作権等内訳書

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	役務要求番号	監－
	役務要求年月日	令和８年　月　　日
	作　成　部　隊	築城管制隊
	作 成 年 月 日	令和８年５月１１日
件　　名	航空保安無線施設等に係る雷害対策調査	
仕 様 書 番 号	築基ＬＰＳ―Ｘ００５５１	

指定事項は，次のとおりとする。

2.1　調査の前提

a)　調査の対象となる無線施設は，表のとおりとし，無線施設の場所は，図のとおりとする。

名　称	構造	延べ床面積	備　考
管制塔	RC+SRC5	2616.9 ㎡	
管制隊本部庁舎	RC	1297.6 ㎡	
電源局舎	RC	396 ㎡	
ＡＳＲ局舎	RC+S	413.67 ㎡	
ＰＡＲ局舎	S	215 ㎡	
ＴＡＣＡＮ局舎	RC	104.9 ㎡	令和 11 年度建て替え予定
対空送信所	RC	201.96 ㎡	

航空自衛隊　築城基地内（福岡県築上郡築上町）

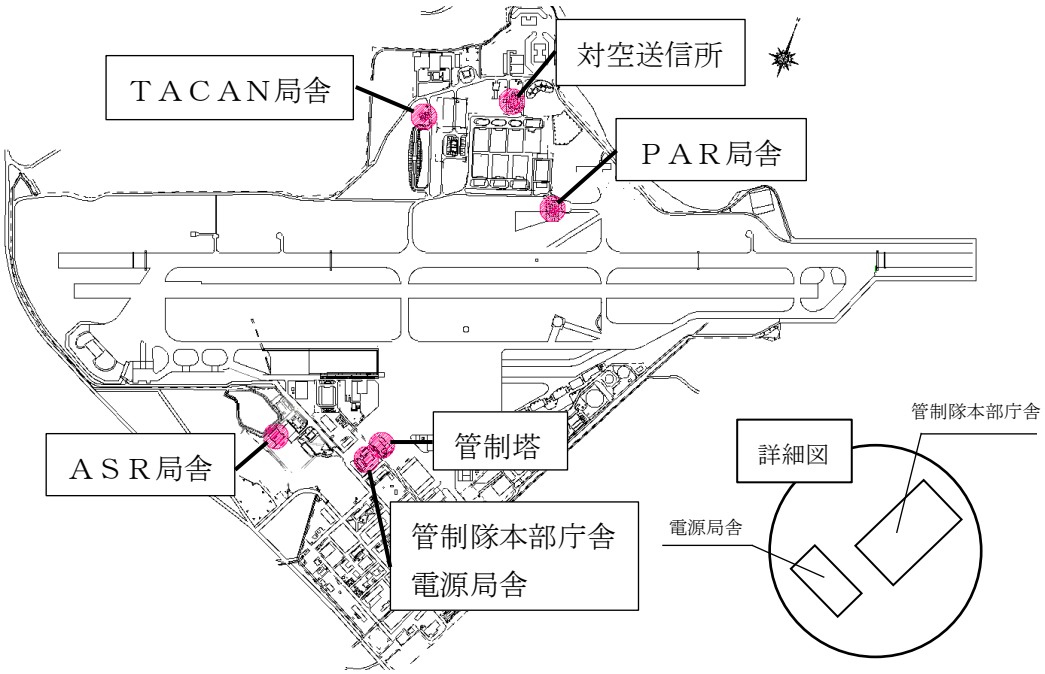

図　航空自衛隊築城基地案内図

2.3.6　調査結果の報告

名　　称	実施時期
中間報告会	令和８年１１月３０日までに
調査結果報告会	令和９年２月２６日までに